

摂津市議会

# 民生常任委員会記録

平成29年12月7日

摂津市議会

# 目 次

民生常任委員会

12月7日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第75号所管分の審査	2
質疑（光好博幸委員、南野直司委員、弘豊委員、森西正委員）	
議案第78号の審査	9
質疑（光好博幸委員、南野直司委員、弘豊委員、森西正委員）	
議案第80号の審査	12
議案第79号の審査	12
採決	12
閉会の宣告	13



## 民生常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成29年12月7日(木) 午前10時 開会  
午前10時56分 閉会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長 増永和起 副委員長 村上英明 委員 南野直司  
委員 弘 豊 委員 森西 正 委員 光好博幸

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 奥村良夫  
環境部長 山田雅也 同部参事兼環境センター長 鈴木康之  
保健福祉部長 堤 守 同部参事兼高齢介護課長 吉田量治  
国保年金課長 安田信吾

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局次長代理 田村信也 同局書記 関 正秀

### 1. 審査案件(審査順)

議案第75号 平成29年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分  
議案第78号 平成29年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
議案第80号 平成29年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
議案第79号 平成29年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第3号)

(午前10時 開会)

○増永和起委員長 ただいまから、民生常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。少し冷えますが、いいお天気になりました。そんな中、民生常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

本日は、先日の本会議で当委員会に付託されました案件についてご審査をいただくわけですが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

一旦退席させていただきます。

○増永和起委員長 挨拶が終わりました。本日の委員会記録署名委員は、村上委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおりに行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時 休憩)

(午前10時1分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

議案第75号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

光好委員。

○光好博幸委員 おはようございます。私のほうからは1点だけ、質問させていただきます。

摂津市一般会計補正予算書6ページのひとり暮らし高齢者等緊急通報システム委託事業ということで、限度額が2,36

6万円というように計上されております。

これはおおむね65歳以上のひとり暮らしで、重篤な疾病等のために常に緊急事態が生じるおそれがある方が対象だと認識しておりますけれども、この取り組みをやられてから結構たっておられると思いますが、利用者がどんな状況であるのか、また今まで取り組まれた効果についてもお聞かせいただけますでしょうか。1回目、お願いします。

○増永和起委員長 吉田部参事。

○吉田保健福祉部参事 それでは、光好委員の高齢介護課にかかるご質問についてお答えさせていただきます。

緊急通報装置は、ひとり暮らし高齢者の方等で重篤な疾病がある方に関して、委託する事業者の方が万一のときに駆けつけていただくような制度でございまして、見守りの非常に大切な制度の一つであると認識しております。

平成28年度に関しましては、年度当初の設置台数が169件ということでございますが、減少の傾向にあるという状況でございまして。

この機器の設置に関しまして、基本的にはアナログ回線を利用していたということで、デジタル回線等に変えていくという方向で考えておりますし、また携帯電話等の普及もございまして、なかなか固定電話がないと緊急通報装置の利用ができないということもございまして、ひとり暮らしの方、見守りに関しましては、これによって実際、緊急の状況が数件、年度内には見つかって見守りできたという報告もいただいておりますし、毎月定期的にお電話していただいて状況確認等をしていただくことで、ご利用者の方々の状況等も把握できるというような効果があるということ

で、市としましてはできるだけ今後も進めていきたい事業であると考えてございます。

そういうことで、利用者は、今、お話しさせていただいたように、減少の傾向はございますが、今後に関しましてはできるだけいろいろな制度を通じて進めていきたいと思っております。

○増永和起委員長 光好委員。

○光好博幸委員 利用者は減少傾向にあるということで、これからやはり高齢化に伴って、対象者がふえてこられるかと思えます。他のサービスも含めて、やはりいろんなサービスを対象者に丁寧にご説明いただきまして、サービス向上に努めていただければと思います。

以上で終わります。

○増永和起委員長 光好委員の質疑が終わりました。

ほかにありませんか。

南野委員。

○南野直司委員 おはようございます。私もこのひとり暮らし高齢者等緊急通報システム委託事業の債務負担行為ということで、平成30年度から平成34年度まで組まれておりますので聞きたいと思っております。

何件か私自身も高齢者の方からご相談をいただきまして、この緊急通報装置を設置していただいた事例があるわけでありまして、つけていただいただけでも安心して暮らしていけるというご意見もいただいているところであります。

先ほど参事からご答弁がありましたけれども、この際、緊急通報システムの中身についてお聞かせいただきたいと思うんですけれども、たしか身につけるペンダント型のボタンと、それから本体のほうには

相談というボタンと、そして緊急というボタンがあったのかなというふうに思いますけれども、例えば相談のボタンを押した場合に、委託しております、警備会社になるのか事業所になるのか、私は認識していませんけれども、例えばそこに保健師であったりそういう専門家の方がいらっしやって、いろんな相談を受けて、通話していただく。そして緊急のボタンを押しますと、もちろん同じところにつながって、駆けつけてきていただく、そんなときに例えばうちの消防本部とかにつながっていたり、三者通話ができたり、いわゆるシステムの中身について、どういう段取りになっているのか、改めてお聞かせいただきたいというふうに思います。

○増永和起委員長 吉田部参事。

○吉田保健福祉部参事 南野委員のご質問についてお答えさせていただきます。

緊急通報装置に関しまして、主に警備の会社ということで、緊急時に押していただくとそちらのほうに24時間対応で連絡が入ると。それでお電話等でまず状況の確認等、結構間違いで押される方も多ございますので、連絡をさせていただくというふうになっております。

必要時に関しましては、摂津市の場合は警備会社に鍵を預けさせていただくことを前提に、この事業をさせていただいているのが特徴なんですけれども、万一の場合駆けつけて実際入って状況確認ができるということで、委託先の緊急通報装置の会社に、鍵は預けさせていただいておりますので、いざというときは入って状況確認等もしていただいております。

それと同時に、場合によっては市にも連絡等が入って見守りの状況とか、緊急時の対応の状況のご相談とかも必要な場合は

させていただいているというのが現状になっております。

日ごろの定期的な安否確認ということのお電話で、なかなか具体的な専門的なご相談ということに関しましては、業務としてはしておりませんので、そういう場合は例えば市のほうに相談してくださいというような促しのほうをさせていただいたりとか、後は安否確認を、月1回していただいておりますので、お話をさせていただきましたということを市のほうに報告いただくというような形をとって、進めさせていただいておりますので、お話をさせていただきます。

○増永和起委員長 南野委員。

○南野直司委員 月1回通話、会話される、これは警備会社から利用者の方に電話をしていただいて、いろいろしゃべるということでしょうか。

○増永和起委員長 吉田部参事。

○吉田保健福祉部参事 南野委員のご質問についてお答えさせていただきますと、警備会社の方が直接やはりご本人の状況とかを把握していませんと、なかなかいざというときに行けないということもございますので、警備会社というところ何か非常にかたい感じはしますけれども、安否確認をしていただいておりますので、お話をさせていただきます。

○増永和起委員長 南野委員。

○南野直司委員 それともう1点、先ほど参事からあったと思うんですけれども、私も設置についてご相談いただいた中で、やはりNTTのアナログ回線の固定電話を設置していないと、なかなかこの緊急通報装置は設置できないということでありまして、携帯電話しか持っておられないというおひとり暮らしの高齢者の方であったり、デジタル回線というふうなお話もあつ

たのかなと思うんですけれども、そういう対応できる機器というのは出ているのかどうか、お聞かせいただきたいなと思います。

○増永和起委員長 吉田部参事。

○吉田保健福祉部参事 引き続き南野委員のご質問についてお答えさせていただきますと、アナログ回線以外の機器に関しても対応ができる機器はございますが、欠点がございまして、いざ停電等の場合利用できないということと、固定電話の回線をご利用しておりますので、基本的に固定電話がないと利用できないという装置の内容でございます。

ですから、今後債務負担の中で新たに入札等で要件等はさせていただきますけれども、基本的にはやはり固定電話をお持ちの方ということになってくるのではないのかなと認識しております。

○増永和起委員長 南野委員。

○南野直司委員 決算審査の際にありましたが、ご利用者が平成28年度は約170件ですか、そして平成29年度が約150件ということであります。

私自身、この通報システムに関しては、本当に大事な取り組みだなというふうに思っておりますし、そういう固定電話じゃなくても対応できる機器がどんどん開発されて出てくるのを望んでおるところでありますけれども、多くの方にこういう制度があるということを、しっかり周知していただきまして、今後も取り組んでいただきますよう、要望とします。よろしくお願ひします。

○増永和起委員長 南野委員の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

弘委員。

○弘豊委員 おはようございます。このひとり暮らし高齢者等緊急通報システム委託事業について、私もお聞かせいただきたいと思っております。

先日、決算審査の際にも聞かせていただいて、制度の中身については承知しているんですが、今回債務負担行為ということで5年間の期間での契約、それで限度額が2,366万円ということでありまして、1年に換算すると473万2,000円と、こういうことになるのかなと思っております。

それで決算の際、平成28年度では実績で232万9,522円ということであったかと思うんですけども、その中で今年度は利用の件数が、減っておるという中で、今回のこの限度額の設定ですね、今後事業を継続していくということでありましてか、また契約に当たって、先ほど南野委員が言われていましたように、中身は改善できないのかとかそういうこともお考えなのだろうと思うんですけども、具体的に入札をかけていくに当たって、この中身を、こういうふうにしていきたいというのがあるようでしたら、ちょっとお聞かせいただきたいと、以前いろいろ要望もさせていたでいるので、そこらあたりもくんでいただけたらなというふうに思うんですが、お答えいただけたらと思います。

○増永和起委員長 吉田部参事。

○吉田保健福祉部参事 それでは弘委員のご質問についてお答えさせていただきます。

実際に平成28年度決算や平成29年度の予算の状況から考えますと、今回の債務負担に関しましては一定台数を増加するという見込みでさせていただいております。

特にご答弁させていただいているように、ひとり暮らしの高齢者の方の、見守りの事業の中身では有効な事業だというふうに認識しておりますので、今、要件に関しましては重篤な疾患の方で、常に緊急の事態が生じる恐れがある方ということで、実際に、南野委員からもご質問があったように、やはりつけていただくことで非常に安心される場合もあるというような内容も含めると、少しハードルは高いなというふうにも認識はしておる状況ではございます。

ただ、実際どういう形が一番いいのかということに関しましては、今、別の事業でライフサポーターの75歳以上の訪問の事業もさせていただいております、実際平成30年度末ぐらいには一定、一巡できるのかなというふうにも考えておりますので、ライフサポーターの取り組みも含めて、この事業に関しましては一定、方向性についてよりよい形はどうかということも考えさせていただきたいと思っております。

そういうことも考慮して、債務負担の台数を見込ませていただいておりますので、まずはアナログ回線以外の部分も積極的に受け入れていくことをさせていただいたり、今以上にこの緊急通報装置の啓発、促しを進めていきます。

ライフサポーターやケアマネジャー等おられますので、より周知を進めていく中で、今回の債務負担を組ませていただいております。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 ありがとうございます。やはり今お答えにありましたように、高齢者の方でおひとり暮らしの方がふえているなという実態を、私も地域を回っていて感じ

ておりますし、常に重篤な病状の中で緊急性のある事態が心配されるというふうな方だけがこの対象にということであると、本当に一人で心細く暮らしておられる方、また、ひとり暮らし高齢者等という、等の中にはひとり暮らしの障害のある方なんかも含まれていると思うんですけれども、そういった方についても利用されているというような点では、この対象についてしっかり一人ひとりの状況に合った対処法をふやしていけるようにしてもらえたらなと思っております。

また、住民票上は家族と住んでおられるということでも、高齢者のご夫婦の場合だったら、お一人はもう施設に入られたり入院されたり、実態ではそういう状況もあると思うんですけれども、そういったこともきちんと把握して、また取り組んでいただけたらなと思っております。

それが1点と、もう一つお聞きしておきたいのが、今回入札をかけて5年間の契約というふうになるんですが、今、委託している事業所と、この契約で変わった、変更等した場合、現在利用しているその方たちについては、機器の取りかえとかそういった状況が出てくるのかどうか、確認の意味でお聞かせいただけたらと思います。

○増永和起委員長 吉田部参事。

○吉田保健福祉部参事 それでは弘委員のご質問についてお答えさせていただきますと、事業所が変わると、機器の変更もございます。以前も一度変わったことがあるということで、順次させていただいてということになりまして、もし変わるということになった場合は、場合によっては期間を設定していただいて、時期的には何か月か2者でしていただくこともあり得るかなとは思っておる状況でございます。

それに関しましては、ある程度計画的にすることも見込んでおる状況でございます。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 今、利用されている方たちも、基本レンタルでその機械をお預けしてということだと理解しておりますので、そこらあたりの引き継ぎといたしますか、利用者の方へのご説明等も含めて、全体にまた取り組んでいただけたらなと思いますし、より利用が広がるようにという意味では、先ほども申し上げていましたように、デジタル回線でも対応できるような、機器のほうはやはりいいのではないかなとも思いますので、ぜひ検討していただけたらと思います。

以上です。

○増永和起委員長 ほかにありませんか。

森西委員。

○森西正委員 おはようございます。私もひとり暮らし高齢者等緊急通報システム委託事業についてお聞きをしたいと思います。

まず先ほどからも他の委員からも質問がありましたけれども、債務負担行為の補正をされてということですが、これは市民の、利用されている方の命にかかわるといふところがありますので、これは入札というような形であると金額が安いということになりますけれども、そのサービス提供の中身ですね、そういうことというプロポーザルでという考えというものもあると思うんですけれども、その点どういふふうな形で進めていこうとされているのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

それでもう少し詳しい中身を教えてくださいたいんですが、市のほうでどこまで

サービスを把握されているのかというところで、例えば電話回線でもってこれはさされて、電話回線がつながっているかどうかというところが、通常その警備会社のほうで通電されるようになっているわけです。

それが常日ごろからそういうふうな形で通電されているということで、例えば通電されていないなかったら、結局そのサービスが使えない、システムが使えないということでもありますので、通電されている形に恐らくなっていると思うんですけれども、例えば通電されていないなかったりとか、故障であったりとかというのは、警備会社のほうから市に連絡があるのかどうか、教えていただきたいと思います。

それで、その警備会社が待機場所から、通報があってから何分以内にその現場まで駆けつけなければならぬというような規定が警備業法を受けて定められていると思うんです。それが実際に守られているのかどうかですね、つまり連絡を受けてからどれだけの時間かかってその家庭まで行けたかとか、そういうふうな情報というのは入るような形になっているのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

以上です。

○増永和起委員長 吉田部参事。

○吉田保健福祉部参事 それでは森西委員のご質問についてお答えさせていただきます。

まず今回予定させていただいているのは、入札の方向で考えておる状況ではございます。実際、プロポーザルという内容に関しても検討はさせていただいたんですけれども、やはり警備的な部分とか、見守り的な部分の差ということに関しまして、

先ほど少しお話しさせていただいたように、摂津市は鍵の預かりをさせていただいたりとか、月1回の連絡をさせていただいているんですけれども、他市の状況から比べるとしっかりと、いざというときにも入っていただけるといような内容になっております。

他市の見守りの場合でしたら、いざ何かあったときに駆けつけられるという方を一緒に申し込んでくださいというように、鍵の預かりまではしていないというのが珍しくない状況でございますので、なかなかおひとり暮らしの方でいざ駆けつけられる方が少ない中では、利用が難しい現状が他市ではあるのではないかなと推測されますが、本市は、なかなか預けるのをちゅうちょされる方もおられますが、本当にひとり暮らしで見守りが必要な方に関しては、そういう状況が必要なのかなということで、金額的には鍵の預かりをすると高くはなるんですけれども、していただくことで今までの形を継続できるということを考えておりますので、契約の中に関して、しっかりと体制をうたうことでできるのではないかと考えております。入札という方向でさせていただけたらと現在のところは考えておる状況でございます。

2点目の何分でということに関しまして、何時に連絡いただいてということに関しまして、ファクス等に入るとは思いますが、何分以内にといところまでの契約を、具体的にはっきりとうたっておるといわけではございません。契約の内容に関しまして今回ちょっと考えさせていただいているのは、専門の方、例えば看護師とか保健師とか、そういう方にも健康相談的な対応ができないかとか、そういうことの内容を盛り込ませていただくとか、健康面に

関してのより相談ができる体制みたいなものも書き込めたらということで、契約の中身に関してしっかりと書き込むことで、その見守りの状況をよりよくしていきたいと思っておりますので、今、委員がご指摘の、駆けつけていただく時間に関してすごく支障があったというふうな報告は、私のほうは聞いておるというわけではございませんが、一般的な委託の内容からして、そういうことに関しましても確認させていただきたくて、契約等しっかりと書き込んで、入札のほう進めていけたらと思っております状況でございます。

○増永和起委員長 森西委員。

○森西正委員 通電の件のお答えがなかったのもう一度それと、先ほど時間の件がありましたけれども、警備業法を受けた規定の中で、電話をいただいてから何分以内に行かなければならないということになっているんです。その時間を過ぎると、違反になるんです。言ったら業務ができなくなったりということに向こうはなるんですね。

市との間でですけれども、結局もし何かあったときとか、例えば出動されたときに、いつにそういうふうな連絡があって、それで現場の到着がいつかという、その辺はやはり市として把握というか、連絡をもらえたりとかするようなことのシステムというのはつくっておくべきだと思うんですよ。

例えばもし何かあって、本人が連絡をしたと。でも仮にお亡くなりになったということになって、そうすると本人は亡くなっておられますから、いつに緊急通報装置を利用したかということがわからなくなるわけですね。

ですから例えばそれが、はるか前の時間

に実際には通報して、警備会社に連絡があったけれども、結局はその出動受信がされていないから命を落とすというふうなことがあった場合に、それは亡くなった方が、連絡を早くしたんだけどというふうなことを言えないわけですね。

だからそれが、市のほうがわかるようなと言いますか、ちゃんとシステムを利用して速やかに現場のほうに到着をしたというような連絡が入るような何かシステムを考えていただけたらと思いますので、その点もお答えをいただきたいと思います。

○増永和起委員長 吉田部参事。

○吉田保健福祉部参事 それでは森西委員のご質問についてお答えさせていただきます。

通電に関しましては、基本的に契約しておりますので、もし万一電話回線等が使えない場合は、すぐに状況がわかる内容でございます。先ほども少し申し上げた、アナログ回線では常時わかりますけれども、停電になると緊急通報装置が使えなくなるというのはその点のことになりますので、通電に関しましては万一もし切れるという場合には、すぐにわかる体制にはなっております。

2点目の緊急時の連絡の場合ですね、日中でしたらもちろん連絡いただいたりとか、ファクス等で時間等打刻した報告をいただいているというふうな内容でございますので、ただそれを受ける市のほうが、いざというときに受け取ったけれども、それをどうするのかという課題はございますが、委託先の緊急通報装置の事業所のほうからの連絡に関しましては、時間等も打刻した分に関しての報告はいただいております。

○増永和起委員長 森西委員。

○森西正委員 お聞かせをいただいて、平素のシステムを運用する中で、どこまで市が把握をしているかというところが大事だというふうに思いますので、事業所にお任せということではなくて、その点市のほうが極力中に入っていけるような形をとっていただきたいと思います。

これは命にかかわることですから、事業所任せにならないようお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○増永和起委員長 ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○増永和起委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時34分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○増永和起委員長 再開します。

議案第78号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

光好委員。

○光好博幸委員 1点だけお聞かせください。

摂津市国民健康保険特別会計補正予算書6ページ、7ページの款3国庫支出金、項2国庫補助金、目2事業助成補助金の国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金ということで、985万3,000円計上されていると思います。これは9ページであったり15ページを見ていると、恐らく国保の広域化に伴う補助金だと認識しておりまして、15ページの記載によりまして職員が1名増員されるということも推察されますが、改めてどのような事業内容になっているのか、ご説明をお願いし

ます。

○増永和起委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、光好委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず歳入の国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金の内容でございますが、これにつきましてはおっしゃるとおり、広域化に伴うシステム改修経費の補助となっております。

今回の補正の要因としましては、当初予算の段階ではもうこの補助金はいただけるというふうに国から通知を受けておりまして、その際、被保険者ごとに上限額が設定されておりまして、当初予算におきましては680万円を計上しておりました。

歳出の予算で、システム改修で約1,600万円かかっておりましたので、不足分につきましては職員給与費等繰入金ということで、一般財源を充てておりましたが、今回国のほうから決定を受けまして全額補填いただけるということで、985万3,000円の補助金を増額させていただきました。

それに伴いまして、一般会計繰入金のほうにつきましても、充当しておった金額を減額といたしております。

以上でございます。

○増永和起委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。理解いたしました。

先ほども触れましたけれども、15ページで職員が1人ふえているんですけども、今後この広域化に伴う体制についてもどのように考えておられるか、ご説明をお願いします。

○増永和起委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 広域化に伴う職員の配置の部分でございます。平成29年度

につきましては、広域化を目指しまして組織の再編をいたしました。その中で係を新たに一つ設置したということで、人数を1人ふやしております。

やはり、平成29年度は制度の準備というところで、さまざまなことが必要となっております。また来年度につきましても、今度は市民への周知だとか対応ですね、そういった部分でやはり職員のほうの配置が必要になっているとは考えております。

以上でございます。

○増永和起委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。施行は平成30年4月でしたね。ということで、徴収は市の役割かと認識しておりますので、ぜひしっかり対応していただきたいのと、引き続き収納率アップ等々にもご尽力いただけますように、よろしくお願ひします。

以上で質問を終わります。

○増永和起委員長 光好委員の質疑が終わりました。

ほかにありませんか。

南野委員。

○南野直司委員 私もこの国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金、増額補正で985万3,000円ということで、先ほど課長から国保広域化に伴うシステム改修の費用ですということで答弁がありましたけれども、この際、中身について具体的にどのような改修をされるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○増永和起委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは南野委員のご質問にお答えさせていただきます。

システム改修の中身でございます。平成30年度から広域化に伴いまして、都道府県において一元化されることとなります。

その一元化の管理としまして、都道府県がシステムを一つ持つことになってまいります。

そのシステムと、本市のシステムの連携ですね、そういった部分で国保の資格異動した情報、また高額療養費の多数該当が広域化によりまして、今まで市単位で多数該当をカウントしておったんですが、今回法改正によりまして府内で転居されても多数該当は引き継ぐというような仕組みとなっておりますので、そういった部分も連携させると、そういう改修となっております。

○増永和起委員長 南野委員。

○南野直司委員 わかりました。結構です。ありがとうございます。

○増永和起委員長 ほかにありませんか。弘委員。

○弘豊委員 私のほうも1点、先ほど来から質問に上がっている国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金について、聞いておきたいと思ひます。先ほどの答弁の中で680万円を当初予算で組んでいて、このシステム改修の費用が幾らぐらいかかるのかということで、当初予算の段階では1,953万8,000円と、国保システム改造委託料ということで上がっていたと思うんですけども、この1,900万円ほどの予算と、先ほど来おっしゃっていた1,600万円ほどの、実際には改修費にかかっているということをおっしゃっていて、そこらあたりは国からの補助でおいてくる部分のシステム改修以外に、大阪府の今回の広域化といたたら、国の制度に丸々当てはめてということではなくて、大阪府独自の部分もあったのかなと思ひます。

そこらあたり、府のシステムとの連携と

というようなことをおっしゃっていましたが、そのところでプラス何かしらまた費用が発生するようなことになっているのかどうか、もしわかればお聞かせいただきたいと思います。

○増永和起委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 システム改修に当たりまして、大阪府独自の部分として何かかかるかというお問い合わせかと思います。

そのことにつきましては、最近に大阪府の運営方針が決定されまして、私どもで、減免の中身とか、大阪府独自の部分もあるかなと思ひまして、府やシステム会社にも確認をしておるんですが、今のところ特に大阪府の制度に応じて変更はないであろうと。

大阪府のほうにつきましても、変更があった場合、独自でシステム改修補助をするということで伺ってはおりますので、仮にあった場合は大阪府の制度、補助金を活用してまた改修をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 社会保障の制度、とりわけ国保の制度にかかわってはこの間、いろんな制度改正のたびに、やはりシステム改修というようなことが上がってきているのかなと思っております。

今回は国保の部分で全額そのところは対応されてと、今お答えいただきましたが、今後の激変緩和、今朝の朝日新聞なんかでも見ていたら、広域化してから6年後の2024年に大阪府内の国保料統一になりますという記事が出ていましたけれども、そこらあたりまでの間に、今回のシステム改修だけでいけるのか、またいろいろなことがあるのかなということが、いま

はまだ運営方針がこの間出たばかりですから、検討していかないといけないんだろなと思いますが、その都度またわかったこと等々もお知らせいただけたらと思います。

この件については以上で結構です。

○増永和起委員長 森西委員。

○森西正委員 私もこの事業助成補助金の件で質問させていただきます。

ここで985万3,000円ということの増額補正です、この部分に関してですね。歳出を見ますと、それに伴っての近い数字の補正というと、ここは人件費の666万5,000円というような、少しの差額はありますけれども、ということを考えますと、先ほどから質問を聞いていますと、システム改修での増額補正だということでもありますけれども、システム自身のこの費用というのは、これは今回この歳出の中で、それに見合うような部分というのが出ていないと思うんですよ。

だからちょっと中身がわからないんですけれども、例えば中身がソフトだから、例えばシステム改修をしていくパソコンのソフトだからその費用がかからないということであるのか、例えばそのシステム改修をするパソコンのソフトなりパソコンを打つための、先ほども一つの係をふやすというふうなことで、そのためだということでありましたけれども、主にそのシステム改修をするために、その作業をするための増員であるという中身であるのか、もう少し詳しく教えていただけたらと思います。

○増永和起委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは森西委員のご質問にお答えさせていただきます。

今回、歳入補正ということで985万3,

000円上げさせていただいて、それに見合う歳出ということでございます。

歳出予算につきましては、先ほどご答弁させていただいた中で、当初予算のほうでシステム改修経費を組んでおりました。

その中で、今回1,600万円ほどの経費がかかっておりまして、歳入のこの当初予算では被保険者数に応じた上限額ということで680万円、不足額について一般会計繰入金を補填しておりましたが、全額をいただけると、985万3,000円増額いただけるということで、歳出予算につきましては当初予算は動かずそのまま執行しておりまして、歳入のほうの財源の調整という形で、今回補正を上げさせていただいたものでございます。

○増永和起委員長 森西委員。

○森西正委員 この程度に質問を終えたいと思いますので、数字的に歳入と歳出の間での、明確なこれがふえたからこれだというふうな部分というのが、ちょっとわかりづらい点がありましたが、今の質問で答弁いただきましたので、これで質問を終えたいというふうに思います。

○増永和起委員長 森西委員の質疑が終わりました。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第80号の審査を行います。本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時50分 休憩)

(午前10時52分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

議案第79号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時53分 休憩)

(午前10時55分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第75号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第78号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第79号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第80号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会します。

(午前10時56分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 増永 和起

民生常任委員 村上 英明